

健 健 発 0128 第 1 号
老 高 発 0128 第 1 号
老 認 発 0128 第 1 号
老 老 発 0128 第 6 号
令 和 3 年 1 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長
（公印省略）

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について（令和3年1月15日付け健発0115第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第1.1版）」が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、医療従事者等への接種の次に高齢者を行うこととされているところ、接種体制構築が円滑に進むよう、別添のとおり高齢者施設における基本的な考え方と体制構築の標準的な進め方をお示ししますので、高齢者施設等の入所者及び従事者に対する接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。その際には、各都道府県におかれましても、市町村が円滑な接種を行えるようご協力をお願いします。

また、別添1から別添3までについて、体制構築の基本的な考え方及び体制整備の標準的な進め方として、管内の市区町村及び関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。高齢者施設への円滑な予防接種の推進を図るためには、高齢者施設を所管する介護保険部局の役割が極めて重要であり、衛生部局と密に連携しつつ、適切な役割分担のもと、予防接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。

なお、医療・介護関係団体等に対しましても、この取扱につき、協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

(添付資料について)

別添 1 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

別添 2 市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

別添 3 高齢者施設における入所者等への接種体制の構築

※ 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等については、以下に掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html